附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第十条の十及び第十条の二十三の改正規定は、平成二十九年五月十五日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第10面）

誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年　月　日

都道府県知事　様
（市長）

申請者
住所
氏名　印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

告　示

○国家公安委員会告示第二十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十八日　国家公安委員会委員長　松本　純

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分	国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　［同上］

路線名	区間
［略］	
二十四号	城陽市から木津川市まで
	天理市から橿原市まで
	五條市から和歌山市まで
［略］	

［二～四　略］

路線名	区間
［同上］	
二十四号	天理市から橿原市まで
	五條市から和歌山市まで
［同上］	

［二～四　同上］

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成二十九年四月三十日から施行する。